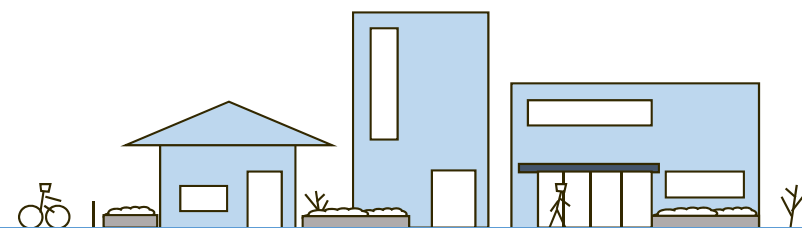


諮問案件：屋外広告物 禁止地域の指定について



令和8年2月10日

戸田市 都市計画課

# 屋外広告物 禁止地域の指定について

## 1. 屋外広告物の禁止地域について

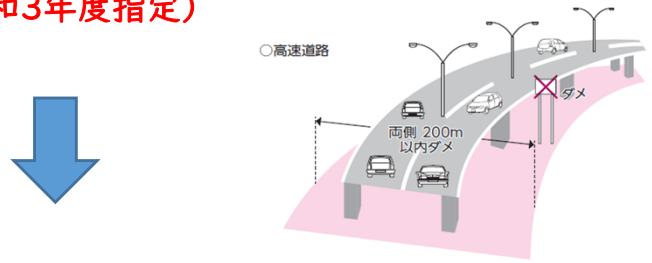
### (1) 戸田市屋外広告物条例における禁止地域とは…

- ・景勝地や美しいまち並みや浴道など、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持をする必要性が高い地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくない場所などを「禁止地域」としています。
- ・禁止地域では、一般広告物は出せません。

### (2) 市内の禁止地域の例(市長が指定している地域)

参照:【参考資料1-1】屋外広告物禁止地域区域図

- ・(通称)東京外環自動車道、県道高速板橋戸田線、県道高速さいたま戸田線及び東日本旅客鉄道(駅舎を含む)の市内全区間
- ・(通称)東京外環自動車道、県道高速板橋戸田線及び県道高速さいたま戸田線の路端から両側200m以内の市内の区域(路面高以下の空間を除く)
- ・**戸田公園駅西口駅前広場、北戸田駅東口駅前広場(平成26年度指定)、戸田駅西口駅前広場(令和3年度指定)**



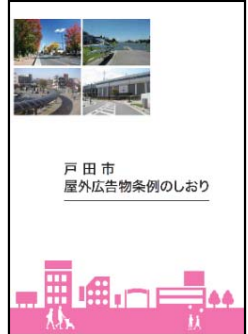
駅前広場は、周辺建築物との調和に配慮した、まとまりのある景観創出が望ましいことから、屋外広告物の乱立を防止するため、「駅前広場及びその付近の地域で、市長が指定する区域」(戸田市屋外広告物条例第4条第10号)に基づき、**屋外広告物の禁止地域に指定しています。**

## (参考) 戸田市屋外広告物条例

### ・一般広告物と自家広告物について

一般広告物…他人の土地又は建物を利用(借用)して、自家広告物以外の屋外広告物を表示するもの

自家広告物…自己の事業所等の建物やその敷地に、自己の氏名や名称、事業内容などを表示するもの



### ・屋外広告物を出せる場所・出せない場所

区分	禁止地域	許可地域
一般広告物	出すことはできない(一部例外あり)	一定基準内で許可を受ければ出すことができる
自家広告物	一定基準までは許可不要で出すことができる、許可を受けると基準が緩和等される	左に同じ

### ・禁止地域指定による屋外広告物の運用例

広告物	指定前	指定後
	店舗名等の広告(街灯柱、標識利用広告、バス停上屋広告等)	掲出可
イベント時ののぼり旗等	掲出可	掲出可(一時的であるため)
案内地図	掲出可	掲出可(公共的目的のため)

# 屋外広告物 禁止地域の指定について

## 2. 今回の禁止地域指定について

### (1) 北戸田駅西口駅前広場 (①交通広場 及び ②交流広場) (令和8年度整備完了予定)

令和8年度に整備する北戸田駅西口駅前広場(①交通広場)を、他の指定済み駅前広場と同様に禁止地域に指定します。  
また、駅前広場内の①交通広場に隣接する②交流広場についても、人の集まる公共的な空間として一体的な景観形成が望ましいことから、併せて禁止地域に指定します。

#### ①交通広場

市の玄関口であり、人の集まる拠点として、周辺の建築物との調和を踏まえながら良好な駅前空間を創出していく場所です。



#### ②交流広場

交通広場に隣接した芝やデッキなどの設えがある多目的に活用できる空間であり、一体的な駅前空間の景観を構成する場所です。

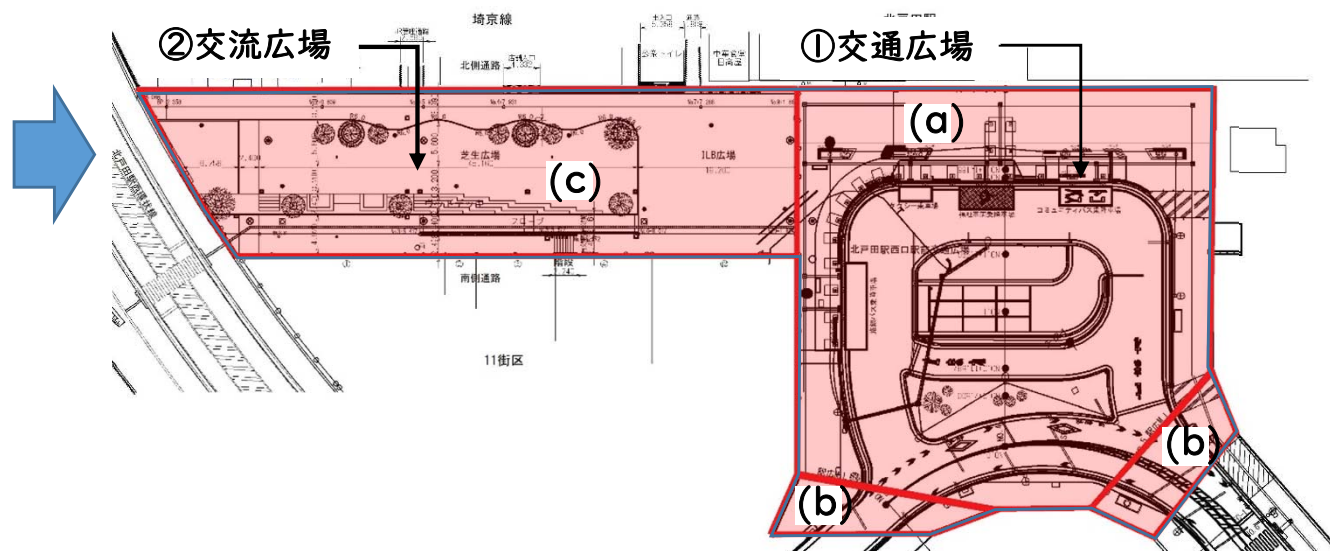


### 【禁止地域指定範囲(赤線内)】

#### ①交通広場 (a)+(b)

- (a) 都市計画決定の交通広場の範囲
- (b) 都市計画道路の一部(下図参照)

#### ②交流広場 (c)



※(b)…都市計画道路の端部の隅切り同士を繋げた範囲

# 屋外広告物 禁止地域の指定について

## (2) 戸田駅西口駅前広場（①交流広場）（令和3年度整備済）

令和3年度に整備した戸田駅西口駅前広場のうち、禁止地域に指定済みの交通広場に隣接した①交流広場について、共用開始後の社会実験の実施やそれ以降の広場の利用実態を踏まえ、北戸田駅西口駅前広場と同様に禁止地域に指定します。

### ①交流広場

交通広場に隣接した多目的に活用できる空間として地域イベント等に活用されており、一体的な駅前空間の景観を構成する場所です。



### 【禁止地域指定追加範囲（赤）】

交通広場に隣接する交流広場（広場に面する通路も含む）を追加指定。

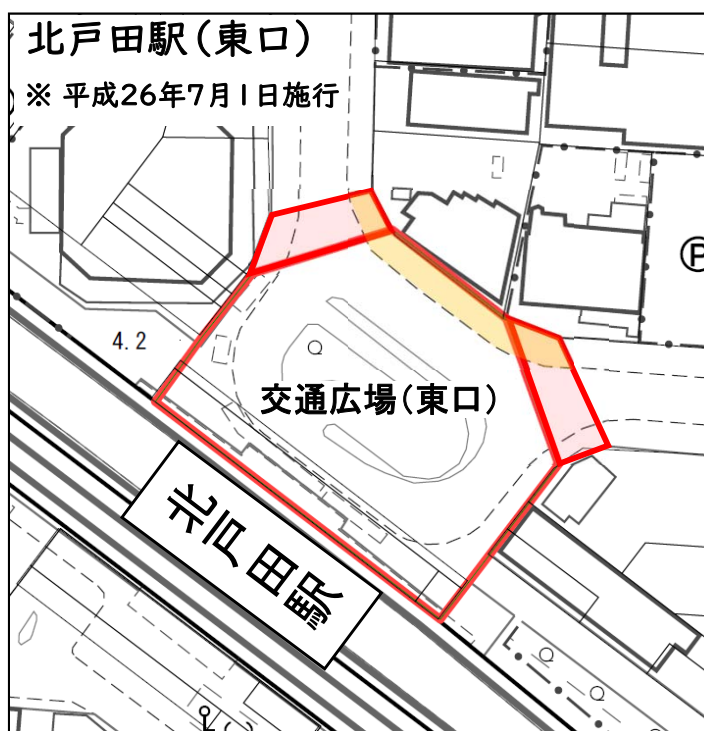


# 屋外広告物 禁止地域の指定について


## (3) 指定済み禁止地域、戸田駅前(西口)交通広場 及び 北戸田駅前(東口)交通広場の指定範囲の変更(拡張)について


現行の指定は都市計画決定した交通広場の範囲を指定しているため、広場内の車道を挟んだ対面の歩道は狭い範囲の指定にとどまっておき、駅前から見渡せる一定範囲の歩道空間を指定することが望ましい状況です。


このことから、今回指定する北戸田駅西口駅前広場と同様に、下図のとおり都市計画道路の一部を禁止地域の範囲に追加します。



禁止地域の指定範囲：

 既に指定済みの範囲

 追加で指定する範囲

 広場内の車道を挟んだ対面の歩道(禁止地域内)

### 3. 指定までのスケジュール

- ・令和8年3月 ⇒ 告示
  - 北戸田駅西口駅前広場：広場の供用開始日に施行(R8.9月末予定)
  - その他広場：令和8年4月1日施行
- ・令和8年4月以降 ⇒ 市HPや広報等で周知